

大原大学院大学公的研究費の運営、管理及び監査の実施体制に関する規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日文科科学大臣改正）に基づき、大原大学院大学（以下「本学」という。）における研究費の運営、管理及び監査（以下「運営等」という。）の実施体制について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「研究費」とは、資金配分機関又は関係省庁から配分される競争的資金等を中心とした公募型の研究費をいう。

2 この規則において「研究代表者」とは、本学に所属する職員で資金配分機関又は関係省庁から研究費の配分を受ける者をいう。

3 この規則において「研究分担者」とは、本学に所属する職員で研究費の分担金の配分を受ける者をいう。

4 この規則において「研究者」とは、研究代表者及び研究分担者をいう。

5 この規則において「使用ルール等」とは、研究費の使用に係る法令、資金配分機関又は関係省庁が定める使用ルール、学校法人大原学園（以下「本法人」という。）及び本学の諸規則等をいう。

6 この規則において「不正行為」とは、使用ルール等に反する行為をいう。

第2章 研究費の運営等の実施体制

(研究費の管理)

第3条 大学院大学事務局（以下「事務局」という。）は、研究者に代わり、以下の研究費の管理を行う。

(1) 研究代表者に配分された研究費

(2) 研究分担者に配分された研究費

(責任体系の明確化)

第4条 本学に、研究費の運営等及びその実施体制に係る責任者として、以下の者を置く。

(1) 最高管理責任者

(2) 統括管理責任者

2 研究倫理委員会は、最高管理責任者の指示の下に、研究費等不正使用等防止計画推進部署として、不正行為を防止するための計画（以下「不正防止計画」という。）に基づいて、本学全体の具体的な対策の企画、実施及び結果の検証を行う。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、学長とする。

2 最高管理責任者は、研究費の運営等について本学全体を統括し、その最終責任を負う。
(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、研究倫理委員会委員長とする。

2 統括管理責任者は、研究費の運営等について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
(研究費に係る事務処理体制)

第7条 事務局は、第3条の規定により、研究者に代わり、研究費の執行に係る事務手続きをとる。この場合において、当該事務手続は、研究者の申請に基づくものとする。
(研究費の執行等に関する相談窓口)

第8条 使用ルール等及び研究費の執行に係る事務手続きに関する相談に迅速かつ適切に対応するため、当該相談を受け付ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。
2 相談窓口は、事務局に置く。
(研究費の使用)

第9条 研究費の使用は、使用ルール等に基づいて行う。
(使用ルール等の明確化、周知)

第10条 統括管理責任者は、本法人及び本学の諸規則の明確化及び統一化を図り、使用ルール等を研究者、事務職員その他研究費の管理に係る業務に従事する者（以下「事務職員等」という。）に周知する。
(使用ルール等の遵守)

第11条 研究者及び事務職員等は、使用ルール等を遵守しなければならない。
2 研究者及び事務職員等は、研究費の交付を資金関係省庁に申請するに当たって、所定の誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。
(研究者及び事務職員等の意識の向上)

第12条 最高管理責任者は、研究者及び事務職員等の研究費の適正な使用等に対する意識の向上を図るために、研究費使用等に関する説明会、コンプライアンスに関する研修等を定期的に開催する。
2 研究者及び事務職員等は、前項の説明会、研修等に参加し、研究費の適正な使用等に対する意識の向上に努めなければならない。
(研究費の適正な執行の確保)

第13条 事務局は、研究費が研究計画に基づいて適正に執行されるよう、常に執行状況の確認及び検証を行い、必要に応じて、改善策を講じ、及び当該研究費に係る研究者に対して指示をする。

(個別モニタリング等の監査活動)

第 14 条 研究倫理委員会は、不正行為が発生しやすい要因に着目した個別モニタリング等の監査活動の実施を通じ、本学全体の視点からの点検及び検証に努める。

2 研究倫理委員会は、前項の監査活動を行うに当たっては、監査室と連携する。

(不正要因の把握及び不正防止計画の策定)

第 15 条 研究倫理委員会は、不正を発生させる要因を把握し、その内容を説明会において公表する。

2 研究倫理委員会は、統括管理責任者等に意見を聴いた後に、最高管理責任者の承認を得て、不正防止計画を策定する。

3 研究倫理委員会は、前項の規定により策定した不正防止計画を、本学のウェブサイト等において公表する。

(監査体制)

第 16 条 研究費の執行の検証及び点検機能をより実効性のあるものとするため、第 14 条第 1 項に規定する監査活動のほか、内部監査室による監査を実施し、必要に応じて本法人が行う公認会計士による外部監査等を受けるものとする。

(監査結果の公表)

第 17 条 研究費の適正な執行に関する理解を深めるために、前条に規定する監査の結果を広く研究者に公表する。

第 3 章 不正行為に係る本学の対応

(不正行為に係る本学の対応)

第 18 条 不正行為に係る本学の対応は、通報等の受付、調査、認定、是正措置、公表等とする。

(通報等受付窓口の設置)

第 19 条 不正行為への厳格な対応並びに法令違反等に対するけん制及び早期発見のために、不正行為（不正行為となるおそれのある行為を含む。）に関する通報若しくは情報提供又は告発（以下「通報等」という。）を受け付けるため、通報等受付窓口を事務局に置く。

2 前項に規定するもののほか、本法人の外部に通報等受付窓口を置くことができる。

(細則)

第 20 条 前 2 条に規定するもののほか、不正行為に係る本学の対応について必要な事項は、不正行為への対応に関する諸規則に定めるところによる。

第 4 章 補則

(定めのない事項)

第 21 条 この規則に定めのない事項については、最高管理責任者が決定する。

(所管)

第 22 条 この規則は、研究倫理委員会が所管する。

(改廃手続)

第 23 条 この規則の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 22 日から施行する。